

平成 28 年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱（改正） 新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>平成 28 年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 ～15 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年 9 月 6 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>平成30年 5 月31日</u>限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、<u>第 6 条第 1 項第 4 号及び第 5 号（同条第 2 項第 3 号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）</u>、同条第 2 項第 2 号、同条第 3 項、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 11 条、<u>第 12 条及び第 13 条</u>の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年 2 月16日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、平成29年 4 月 7 日から施行する。</u></p> | <p>平成 28 年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 ～15 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年 9 月 6 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成29年 5 月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第 6 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで（第 2 項第 3 号でこれに準ずる場合を含む）、同条第 2 項第 2 号、同条第 3 項、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 11 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年 2 月16日から施行する。</p> |